

「時短営業」と「休業」を相互に実施された場合の協力金の支給について

1 認証店の方へ

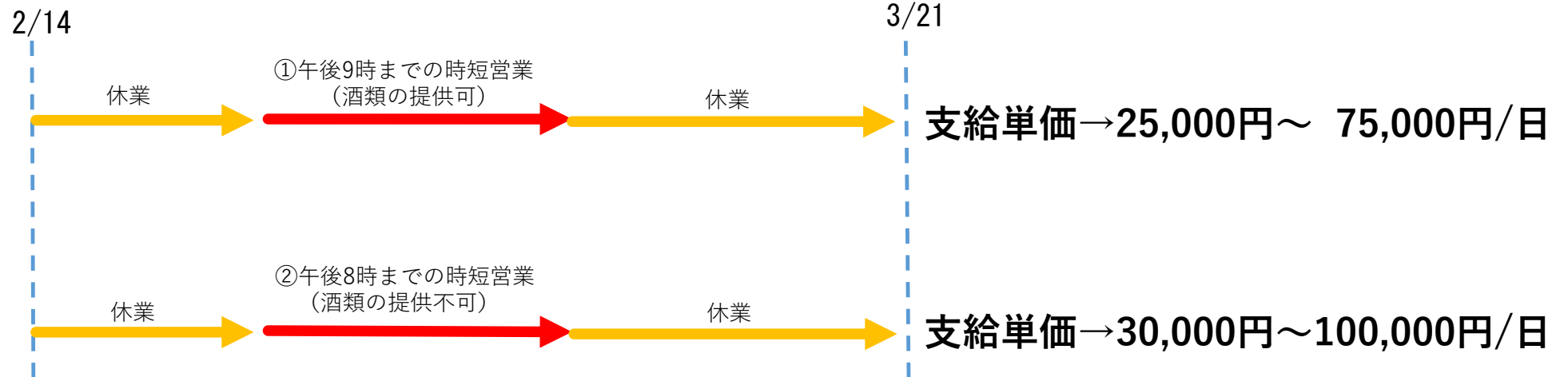
○要請期間中（2/14～3/21）に、「時短営業」と「休業」を相互に実施された場合、
選択された次の①、②の要請内容ごとに、協力金の1日あたりの支給単価が統一されます。

① **午後9時までの営業時間短縮**要請にご協力ください。（酒類の提供**可**）

② **午後8時までの営業時間短縮**要請にご協力ください。（酒類の提供**不可**）

※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、②午後8時までの営業時間短縮（酒類提供**不可**）を選択された場合のみ、協力金が支給されます。

例)



2 非認証店の方へ

○要請期間中（2/14~3/21）に、「時短営業（午後8時までの営業時間短縮（酒類の提供**不可**））」と「休業」を相互に実施された場合、協力金の1日あたりの支給単価は以下のとおりとなります。

例)

